

特250

449

秘

回顧錄

其の一



始



特 250  
449

前 が き

予は當初から十年も二十年も永く社長に居据らうなどの考はなかつた、只當時海軍省は素より民間關係者の懇望否み難く利權代表を引受けたところ代表と新設會社の社長とは不可分であるといふので、實業家又は事業經營者としての素養が乏しいことを自覺しながら單なる營利會社でないといふ考もあつて推されて社長となつたもの、四圍の事情は軍隊や役所の仕事とちがひ容易に自己の所信など行ひかねる事實に直面したのと、健康も勝れず、又思想的にも性格にしつくり合はぬことやらで適當の機會さへ來らば後賢に譲りたいと思つた、殊に昭和四年より五年にかけて二度目の渡露當時病を得一時體重も九貫目餘に減り何がな重大なる病根の存するやの疑ありと宣せられてからは何とかして閑地に就きたいと焦慮したが、對蘇關係が年を追ふに従つて惡化し事業に對する干涉壓迫度を越へて愈々甚しくなつたのと、對政府關係も中々思ふやうに行かないので今罷めては假令不利の條約に定められた範圍内で結んだ利權契約



であるとはいへ、自ら結んだものであつて見れば段々六ヶ敷くなるのに辟易し責任を回避したやうに思はるゝのが無念で、自ら蒔ける種は自ら刈取る義務があるから責めて會社としての最重要問題中の重なる試掘期限延長と金融の件に付き大體の見透しついでからのことゝ覺悟して、時に強がりも言へば弱者ともなり嫌はれ者ともなつて何時の間にかとうとう十ヶ年を過ぎした、然るところ本年四月に入つて數年が、り交渉中の試掘期限は差當り十年度計畫の實行に對しては全部完成するまで差支へないことゝなつて條約所定の期限より二ヶ年延長せられたので、残り三ヶ年延長も先方としては少しも腹を痛めないで未開油田の價值が座ながらにして判りそして採掘區となるときは内半分を只でとることになつて居るので、相手が相手であるからおいそれとは行かないがちびりちびり我要求を聞きさうな心地もし、金融の件も遅蒔きながら政府當局に眞に諒解され政府に於て思ひ切つた積極的の援助をせぬ限り試掘の進展は到底期せられないといふ實情が分つたので、之を機會に現役引退後滿十年の六月十九日を以て辭任を申出で一ヶ月後の臨時株主總會で正式に退職したのである。

そこで過去十年の経過と更に溯つてそれ以前の経緯等を顧みると、利權交渉の難物

を初めとして會社創立以來今日に至るまでの對外對内關係が複雑多難を極めたもので随分苦勞の種であつた、大體は記録や書類に依つて諒解せらるゝも何分廣汎のものである上、中には原因と結果のみが載せられて中間の経緯が判明せないものもあるのも、何か一貫した簡單なものを書いて見ようと思ひ記憶と其時々の手記などを辿つて先以て本篇十年前の回想を綴つたのである、素より公表すべき性質のものではなく又自分を中心として書いた點も少くないので單なる備忘私録に過ぎないこと勿論であるが、將來會社の歴史を知る上に於て多少たりとも參考資料の一たらんとは予の老婆心である。

昭和十年晩秋

中 里 重 次

## 回顧録

### 第一編 十年前の回想

#### 一 現役を退くまで

北樺太石油事業は氣候風土の點、將又地理的關係より、民間會社の經營を以てしては所期の目的を達するの至難を感じ、夙に政府の直營たらしむべく、萬一蘇國にして政府事業を容認せずとせば、半官半民會社の組織として、彼の**アングロ・ベルシアン**の如く海軍省が直接指導監督の衝に當ることの自然にして且つ必要なるを痛感したるは、抑が大正十二年軍需局長の際、西海岸各地の炭田地方より、**東海岸オハ、チャイラ、ヌトー、カタングリ**等、各油田地視察當時よりのことにして、其頃素より軍事占領中のこととて、一切蘇國の羈絆を脱し、海軍省が自ら案劃して北辰會に委託經營せしめつゝ、ありし状態なりしに拘らず、餘りにも現地の天恵に霑はざりし實情と、由來本油田に期待せる最大の目的は、國防上より軍用資源の確保にありしが故にして、剩へ華府條約締結後の國際狀勢が、果して同油田の我有に歸するや（當時西比利亞出兵、尼港事件の代價的意味を以て領土の我有に歸せざる迄も租借程度は當然なりとする一部の議論も行はれ、尙ほ前年の長春會議に於ては北樺太買収案まで用意せられたりしも不幸中途にして交渉決裂遂に具體化せずして其儘葬り去られたり）、又は蘇國に還付すべき運命に陥るや不明の際なりし爲め、追て蘇國と交渉の結果先方に返付するが如きことあらば、到底純然たる民營の能くする所に非るべく、之に就ても企業監督機關の他省に移

るが如きは、大正八年四月閣議以後の方針と實行とに鑑み毫も夢想せざりし所なりき、何故ならば帝制時代より露國の大投資家として名高きイワン・スタヘーエフ商會總支配人バトリンなる者大正五年に來朝して故大隈侯幹旋の下に、久原と北樺太油田調査に關する契約（「ス」は釧路「久」は調査費提供）を締結し、同七年久原は調査隊を派遣せしが、何分にも現地は年中七八ヶ月の間氷雪に閉され、峻烈なる氣候と地味不饒、而かも多くはツンドラ地帯なるが爲め、野菜果實は素より米麥の耕作に適せず、住民は盲昧土人が數人乃至數十人宛數ヶ所の海岸其他に原始的生活を營むのみにて、加ふるに一帶の海岸凸凹なく殆んど一直線に近き上、沿岸至る所遠淺にして島嶼港灣岬角等の、小船船さへ風波を避くべきものなきに、屢々風浪に惱まされつ、僅々夏期四ヶ月の航海季節間（而かも夏期は北海の特有物として濃霧頻發航海者を惱ますこと大なり）、人員は云ふに及ばず一切の物資食料を輸送せざるべからずして、從て凡ての經費は内地に比し數倍の額に達する不利に加へて、當時の政權は、新たに試掘採掘に關する出願を禁止せる外、閣議を経て主權者の裁可を得たる場合の外、總ての外國人に樺太に於て石油企業の株主たるを禁止する法律の現存するを知るに至りて、俄かに事業上の不安を感じ、調査に躊躇の色ありし爲め、海軍省としては前年來多大の望を屬せる本油田の價值確認に就て、最早實業界自然の趨勢に放任し能はざるものと認め、帝國石油資源の貧弱なるに顧み、自らも調査の上該事業の實績を擧げしめんとて極力支援して、翌八年日石、寶田、久原、大倉、三菱より成る北辰會なる組合を組織し（後に至りて三井も加はり尙ほ五百萬圓四分一拂込の株式會社に改組せり）前記久原スタヘーエフ間契約に依る久原の權利義務一切を繼承せしめ、銳意事業の進展に邁進せしが、恰かも此頃オムスク派遣武官より、同政府は米國某大會社に北樺太の鑛業と築港の權利を與へんとすとの報

告ありて非常なるセンセーションを起し、之が爲め閣議に於て、接壤の地域に第三國の足溜りを設け特に石油の權利を獲得せら、ことは帝國々防の大脅威なるを以て、同政府をして是非共右の交渉を斷念し日露共同又は日本單獨の經營たらしめ以て兩國以外の資本を入れざるの主議を認めしむべしとの大方針を決定、其旨出先に訓令せること、其後累次の閣議に於て、油田炭田及之に關聯する運輸機關の諸施設に關する諸方針の案劃及其實施に伴ふ諸問題の立案審議は、海軍省之に當ることに決定せられたる關係より、假令軍事占領解消して日露兩國平和の間柄に入れりとして、元々軍事上の必要より出發せしものなる以上、區々たる行政上の都合に依り他省に委せんとするが如き何としても考へられざりしに依る、若し夫れ官制上商工省に移管するが至當と云ふ者あらば須らく海軍省官制をも一讀すべきならずや。

### 參 照

商工省官制中抜萃

第五條 鑛山局ニ於テハ鑛山及地質ニ關スル事務ヲ掌ル

商工省分課規定中抜萃

第十六條 鑛政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

鑛業行政上諸般ノ調査ニ關スル事項

鑛業法及砂鑛法ノ施行ニ關スル事項

製鐵業獎勵ニ關スル事項

燃料鑛油ノ輸入税免除ニ關スル事項

北樺太ニ於ケル石油及石炭ノ探掘事業ニ關スル事項

渡山監督局及燃料研究所ニ關スル事項

他課ノ主宰ニ屬セサル事項

(第五項は北京條約締結後樺太撤兵直前に新たに規定されしものと認む)

昭和九年六月ニ至リ右分課規定ニ第十六條ノ二ヲ設ケ左ノ通り定メラル

第十六條ノ二 燃料課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 石油業法ノ施行ニ關スル事項

二 燃料礦油ノ輸入税免除ニ關スル事項

三 北樺太ニ於ケル石油及石炭ノ探採事業ニ關スル事項

四 石油ノ試験助成ニ關スル事項

五 石油代用燃料ノ生産及使用ノ奨励ニ關スル事項

六 燃料研究所ニ關スル事項

海軍省官制中抜萃

第十五條 軍需局第二課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 燃料及行動消耗品ニ關スル事項

二 炭田及油田ニ關スル事項

(第二項は一般の炭田油田に關するものにあらざるべきも北樺太を臺灣豫備油田の如く取扱はんとすれば可能ならん)

されば翌十三年北京に於ける芳澤カラハンの交渉開始となるや海軍の意見として北樺太の利権は政府に譲渡すべく折衝せしむる處ありしと雖、先方の反對に遭つて遂に成らず政府推薦の當業者に許與せらるゝに至

れるを以て、翌十四年予が舞鶴在動中北京條約の發表を見て頗る不安と遺憾を感せり、特に條約中國内法に律して利権を附與すること、試掘期限の極めて短期にして技術上よりも經濟上よりも所謂五年乃至十年間にては到底調査不完結に了り結局一部は空しく還付の止むなきに至るべく、就中利權契約は日本軍の樺太撤兵後五ヶ月以内に締結せらるべきこと、即ち先以て占領を解除し一切の權利實力を還付したる後、細目協定に入るべきことを約束せられ大なるハンデーキャツプを附せられたるを以て、斯くては全然背後の實力を喪失し空拳を以て戦はざるべからざる羽目に陥るべきこと等、甚しく不利の條約を締結せられしものと感じたればなり。

されど之に就ては獨り外交當局を攻むること聊か酷なりと言はざるを得ず、蓋し外交は國威國力の反映なるところ、當時世界の思潮は大戦の苦楚を嘗めて平和愛好の外何物もなく、ジュネーヴの平和條約に續くに不戰條約華盛頓軍縮協定となり各國何れも自發的に平和理想の實現に汲々とし、我日本に於てもサガレンの自主的撤兵を聲明するの餘儀なきに至り、又赤化運動に對しては散々手を焼きつゝありし當時なりしに不拘新興ソヴィエトと修交條約を締結せざるべからざる氣運なりしを以てなり、但し兵を相手國に駐めての外交談判としては、數億の國幣を費したる西比利亞出兵及尼港事變の代償として當然今少しく有利の協定を遂げ得し筈ならずやと思惟せざるを得ざりき。

海軍として如何に北京會議を重要視せるやの一例としては交渉開始前偶々同地に出張せる某が石油の如きは爾く大なる期待を懸くるに足らざるが如き意見を公使館に於て開陳せしやに仄聞したるを以て、果して事實とせば黙止すべからずと思惟し外務當局に協議の上俄かに軍需局員を北京に派して一は其真相を説明し他

は公使の補佐役たらしむると共に、打合せの爲め公使の一時歸朝を好機として更に詳細説明の上北樺太視察を勸告し、其結果急遽大湊より驅逐艦を青森に回航せしめて公使の便乗用に供し關係者を附して實地視察を遂げ以て歸任後の交渉に對する参考に資せしむる所ありき。

子の軍需局を去れるは大正十三年の夏にして隨て最早北樺太問題と關係を絶ちたる筈なるも大正二年以來五年に至る迄と、更に七年以降軍令部第二班長として出師準備計畫上より同問題は主要所掌事項に屬し、尙ほ同十年軍需局長に轉動して三年間實行方面に苦心したる爲め舞鶴轉任後も特に關心を有せる次第なりき、已にして前記の如く條約發表のことありて間もなく、海軍大臣の旨を受けて時の軍務局長より一封の親展書を送り越され、五月十五日には北樺太より一切の撤兵を了し行政權を引渡し、夫より五ヶ月即ち十月十五日迄に細目協定を締結せざるべからざる處、新設會社の骨幹として現北辰會を構成する資本團以外如何なる實業家を參加せしむべきや、又新會社の社長たり利權代表として露都に派遣すべき適任者如何、更に予自身挺身出馬の意なきや等に就て諮問せらる、處あり、依て第一問に對しては東京に於ける有力石油關係者にして現に加入しあらざる者は勿論、這般の利權は一部少數者の壟斷すべきものにあらずして汎く關西方面其他の有力資本團をも指定加入せしむるの要あること、新會社の社長としては種々の意味より大臣級の最權威ある某を推薦し、第二問に對しては從來の關係よりするも當然現北辰會々長を以て代表とし、配するに軍需局燃料廠等石油に通曉せる者を以てすることを要すとして、予自身は絶対に不同意なる上又不適任と認むる理由を擧げて回答せり、然るところ同年五月二十日突如として海軍大臣の招電に接せしが、前記の次第もあり多分諸般の事項に付て諮問に應せしめんが爲めならんと想像して、急遽出京の途に就き二十二日朝東京驛着直

ちに海軍省に出頭せるに、何ぞ圖らん大臣は從來の經過を詳述して民間に適任者を求むる困難の事情より、政府及海軍としては子の出馬を促がすの外なきに決し、而かも北辰會側は擧つて子を推薦せるを以て國家の爲め托げて應諾せられたしと勸告辭を極めて正午に至る、依て予は此方面に全然關心なく又不適任なる理由を述べると共に、前述の如く利權契約の基礎たるべき條約の不備、代表を個々に選定せんとする内閣の方針等、予の理想に反する諸點を指摘し、併せて健康上よりも此大任に當り難きを述べて反覆辭意を表せるも、大臣は容易に肯せざりしを以て止むなく兩三日熟考の猶豫を與へられたしと述べて退出し、次官室に立寄れるに次官を初めとし第一艦隊長官、横鎮長官、軍令部長、同次長等熱心に子の蹶起を慫慂し別して同級の親友たる次長は帝國特に海軍の燃料問題の爲め斷然御請けすべしと勸告最も努めたり。

午後歸宅するや友人其他より電話面談等を以て頻りに出馬を勸誘せられたるも、終夜熟慮の結果受諾せざることに決心せるを以て、翌二十三日再び海軍省に出頭大臣に面接して繰返し辭意を述べし處相變らず容易に聽入れず、半命令的に昨日同様説得に努むる外北辰會々長も會見を希望しつ、ある趣なれば其上篤と考慮されたしとて相當決する所あるもの、如く感せしめらる、斯くて午後歸宅の上會長の來訪を求めたるに、諄々として説くこと三時間而かも新社長と利權代表は不可分なりと述べしを以て、能迄受諾の意なきを答へしも餘りに同人困惑の體を見て假りに受くるとするも予に註文ありと數ヶ條の條件を提示せるところ、何れも完全に快諾せるを以て然る上は成るべく貴意に添ふやう再考すべしと約するの止むなきに至れり、此日海軍省に於て來る六月一日附を以て舞鶴要港部司令官を免じ軍令部出仕に轉職せしめらる、允裁を得たる旨内報に接し尠らず驚けり、蓋し大臣には辭退の一方のみ陳述しつ、現に兩三日の猶豫を乞ひたるまでのこととて

餘りの専断に快からざりし上、今秋は順序よりするも慣例よりするも、鎮守府司令長官たるべきは既定の事實と見て差支へなく過去の経歴よりするも當然と確信し、所詮無経験にして且つ好まざる方面に轉身するより軍職を以て終始する方本懐と思惟したればなり、乍併一と度 陛下に内奏せられたる以上最早取返しつかず結局武人の生涯を了らしめられしも同様の運命に陥らんとするに至れるを以て新たな考慮を要すと覺悟し北辰會々長の勸誘に對しても前記の如く回答せし次第にて、尙ほ翌二十四日には某々を招致して意見を交換し、更に二十五日には最も親炙せる某大將を訪問して意見を求めたるに斯くなる上は應諾の外なかるべしと述べられたる上、前日には舞鶴管下城の崎に大地震發生し、爲めに要港部より艦艇物資人員を派遣救護に大多忙を極めつ、ある旨參謀長より數回の電報を接手せしを機として、歸任を決し其旨報告せしところ、人事局長より大臣の命に依り出發見合はされ度旨傳達せられ、且つ大臣の意向を述べて明二十五日官房に於て某中將と會見事前の事務引繼を爲すべく下命傳達の次第もあり、予又燃料問題には多年苦心せる關係もありて今回の利權問題は大臣の屢々説示せる如く必ずしも營利的事業ならずして海軍の爲め國家の爲め帝國石油資源の不足を補ふにある以上、經濟方面には何等の素養なしとは云へ最早一身の榮辱を顧みるの非なるを悟り、斃れて後止むの決心を以て受諾を觀念するに至り、斯くて當日同中將に大體の引繼を爲し二十六日三度大臣に面接して受諾の決意を報告し、同時に海軍は將來共之迄北辰會に對せると同様の同情と後援を與へられ度内閣及當局の交迭に依て變ることなからんことを希望し（スタヘーエフに對する態度の如き、或は北辰會に貸與せる器具機械は一切無期限無償なりしを今や政府に返却せしむることとなる如き、又は今後海軍に納入すべき原油の價格の如きも問題を今日に馴致せる國策の大方針に添はざるやに認めらる、等幾多の變

化ありし爲め）たるに、海軍の方針は何人が局に當るも將來決して變ることなきを以て安心すべしと答へられたり、最後に六月一日附を以て轉補せしめらるゝ趣のところ、予の在任中建造に着手せる驅逐艦は五日進水の豫定なるを以て後任司令官の着任を同日以後として進水式は予の手に依て舉行せしめられたしと懸望せるに、如何にも尤なりと答へられし爲め司令官としての最後の華を飾るに足ると自ら慰めつ、歸宅せるに、午後人事局長急ぎ來訪して本日の開議に於て外務大臣より此際至急予の轉任方要求ありて大臣も同意せられ後任司令官は一日出發赴任のこととなるに付き了承あり度旨傳達せられ、今となりては如何とも難爲ものと認めて在職中の諸整理及引繼準備の爲め同夜一先づ歸任の途に就けり

斯くて後任者は六月二日着任直ちに事務引繼を爲し指揮權を譲り半歳以上司令部屋上に讓へれる中將旗を撤し、三日退廳歸京の途に就く感慨なきを得んや。

六月四日朝着京一旦歸宅の上海軍省に出頭せるに、來る八日（月）待命引續き豫備役被仰付べき内定なる旨人事局長より傳達せられたり、之れ來る十日總理大臣官邸に於て國內有數の實業家無慮七十名を招き新會社設立發起人たることを懇談することとなりて予も其一人に加へられ居る處、現役の儘にては不都合の爲め右の如き取計を爲さんとせるものなるも、當日の會合に於て果して全員一致予を推薦すべきや否やが判明せざる上、昨今政府及民間の一部に於て、予にして出馬せば必ずや國防中心主義より強硬に主張を固執すべくして只さへ困難なる交渉は附隨的なる石炭の交渉にも不利益を來すべく（今回交渉の中心は石油利權にて石炭の如き全く相伴的なれば政府に於ても前者には大關心を有するも後者に對しては止むを得ざれば成行に委さんとせり）相手方亦軍人出身たる予を喜んで迎へざるべしとの懸念より、現に閑地に在る外務系某を起用



せんとする氣配濃厚なるやに仄聞せる爲め頗る心外に思ひ、由來不慣の任務ながら將來の國防産業上帝國として特に喫緊なる石油に關する交渉のこととて遂に一身を犠牲として出馬を決せる次第なるも、右の如き噂を耳にするに至つては假令此儘豫備役となるも斯る不純の渦中に投ずるを潔しとせず已に榮職を抛ちたる今日なるも此上躊躇すべきに非ずと考へ、子の推薦者に會見して事情を打明け更に一書を裁して代表及將來の社長兩つながら辭退したき意向を傳へたる際のこととて、人事局長の傳達には斷然應せず待命及豫備役編入の時期は子より申入る、迄は差控へられんことを申出し置けり、然るに其後に於ても再三發令を急ぐ旨要求せられたると一方軍務局長より代表の件は已に政府に於て確定せるものなること、竝北辰會々長より子の推薦は發起人の總意なること、噂の人物に就ては毛頭齒牙にかくるに及ばざるを以て今更決心を翻がへすが如きなからんことを懇請せられし爲め、十日の發起人會には出席せざるも再三の要求に依り十三日の創立實行委員會に出席し委員會一致の推薦ありしに依り豫て用意せる挨拶を述べて數ヶ條の條件を提出し幸ひに應せらるるに於ては犬馬の勞に服すべしと答へ、滿場一致の同意の下に拍手を以て迎へられたり（條件中の最重要とせる事項は後遂に反古となれり）。

之にて紛糾せる問題も一應解消したる爲め十五日海軍省に出頭大臣、次官、軍需及人事兩局長に詳細報告の上同日附にて待命被仰付たるが、豫備役編入の發令は爲し得べくんば十九日となされ度旨希望し同時に稻石機關少佐の件に就き配慮を乞ひ斯くて大正十四年六月十九日豫備役被仰付過去三十六年間の海軍生活茲に終りを告げ愈々劔を捨て、丸腰の身とはなれり。

因に記す。稻石機關少佐は海軍の立場より半ば大使の補佐役として今回の交渉に際し露都出張を命せられ

しものなるが同官は子の軍需局長時代部下として北樺太に出張せしめ又北京會議の際にも芳澤公使の技術的補佐役として派遣し専ら北樺太事項に携らしめし關係ある上子の隨員中には一人として相談相手たらしめ得る者なかりし爲め子の代表受諾に際し直接大臣に事情を陳し秘書として帶同したき旨懇請快諾を得て關係當局並發起人側の諒解をも經、大使にも通告し現役の儘北辰會囑託として専ら子の秘書たる資格を以て同行することとなるものなり。

又十九日を希望せるは聊か迷信の笑ひを受くべきも數十年に互る官歴に於て奇妙にも身上の大變化は屢々此日に起れるに依る。

## 二 出發まで

以上の如く豫備役被仰付たる爲め委員長より左の通り通告されたり

大正十四年六月十九日

北樺太石油株式會社創立實行委員長 末 延 道 成

内閣總理大臣 子爵 加 藤 高 明 殿

去ル十三日北樺太石油株式會社創立實行委員會第一回會議ヲ開キ左記事項ヲ決議致候間此段御届申上候也

### 決 議 事 項

- 一、中里重次ヲ露國ニ於ケル利權會議ニ代表者トナシ會社成立後ハ社長ニ推薦スルコト
- 二、川上俊彦ヲ利權會議ノ顧問ト爲スコト

三、創立委員長ニ末延道成ヲ推薦スルコト

四、會社成立迄ノ經費ハ一時株式會社北辰會ニ於テ之カ立替ヲ受クルコト

五、利權會議ニ關スル事項及創立事務ハ大體中里代表及株式會社北辰會常勤役員タル委員ニ一任スルコト  
但シ特ニ必要アル場合ハ委員總會ヲ開クコトアルヘシ

尙中里重次ハ前記代表者ノ件ヲ承諾ス

創立實行事務所ハ東京市麴町區有樂町一丁目一番地北辰會ニ置ク

當日ハ委員松方幸次郎、内藤久寛、原富太郎、結城豊太郎ノ四名ヲ除クノ外全部出席セリ

(參 照)

創立實行委員ノ氏名左ノ如シ

關 塚 磨	木村久壽彌太	久原房之助	門野重九郎	大橋新太郎
末 延 道 成	根津嘉一郎	昆田文太郎	内 藤 久 寛	結城豊太郎
藤田平太郎	松方幸次郎	原 富太郎	中野貫一	橋本圭三郎
渡部忠壽	島村金治郎	中里重次		

而して内閣よりは左の命令を受け次の通り承認額を提出辭令を受け茲に愈々確定的のものとなれり。

大正十四年六月二十四日

北樺太石油株式會社創立實行委員長 末 延 道 成 殿  
内閣總理大臣 子爵 加 藤 高 明

日本國及ソヴィエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約並議定書ニ基キソヴィエト社會主義共和國聯邦政府ヨリ北サガレンニ於ケル油田ノ開發ニ對スル利權許與セラルヘキ處當業者トシテ推薦ニ關スル六月十九日附出額ヲ開届クルニ付左記ノ條項ヲ遵守スヘシ

記

- 一、勞農政府ト利權契約締結ニ當ルヘキ代表及顧問ヲ定メ政府ノ承認ヲ受クヘシ
- 二、右契約ヲ爲スニ當リテハ在モスコ―帝國大使ノ指揮監督ヲ受クヘシ
- 三、右契約ヲ爲スニ當リテハ各當業者ト互ニ協調連絡シ我方ノ態度ヲ齊一ニスヘキハ勿論其ノ要求事項ニ就テハ豫メ大使ノ諒解ヲ經ヘク各當業者ノ意見一致セサルトキハ大使ノ裁量ニ服スヘシ
- 四、前記各項ニ違反シタルトキハ政府ノ推薦ヲ取消スコトアルヘシ
- 五、右契約締結ノ上ハ遲滞ナク株式會社ヲ設立スヘシ  
株式ノ公募ニ關シテ、別ニ命令スルコトアルヘシ
- 六、本件條件承認ノ上ハ請書ヲ提出スヘシ

承 認 御 願

利權契約締結代表者 中 里 重 次  
右 顧 問 川 上 俊 彦

本月二十四日附北樺太油田開發ニ關スル御命令書一號ニ依リ前顧ノ通り相定申候間御承認被成下度此段奉願

候也

大正十四年六月二十五日

北樺太石油株式會社創立實行委員長 末 延 道 成  
内閣總理大臣 子爵 加 藤 高 明 殿

利權契約締結代表者 中 里 重 次  
右 顧 問 川 上 俊 彦

本月二十五日附出願ノ右者ヲ勞農政府ト北サガレンニ於ケル油田開發ニ關スル利權契約締結ニ當ルヘキ代表者及顧問ニ決定ノ件承認ス

大正十四年六月二十七日

北樺太石油株式會社創立實行委員長 末 延 道 成 殿  
内閣總理大臣 子爵 加 藤 高 明

内閣關係の日附は右の通りなるも事實上十三日の會議に於て代表たること確定したる爲め、十五日より北辰會事務所に赴き發起人立案の利權契約希望書と代表に隨行すべき委員の氏名等を聴取し、一方田中大使に面會せるに、自分は六月三十日赴任の途に就き七月十四、五日モスコフ着豫定の處、彼地着任の上未だ利權代表の到着なきに於ては先方に對する關係上面白からざる上、條約所定の五ヶ月中已に二ヶ月空費することとなるを以て貴下は同行せられ、尙細目協定具體案作製の上は一日も速かに報告せられ度、又稻石少佐には

決して二重人格を用ひしめず他迄企業團の一員たらしむべく、之が爲め自分に於て技術的顧問を要する場合別に詮議すべし、更に大使としての立場上表面は條約の規定に抵觸する如きことなき限り交渉に干與せざる方針なる旨語られたるが、予としては本日始めて我方の要求を聴きたるのみにて仔細に研究を要する上人事其他の關係上大使との同行至難なるも、結局右意見に同意し不取敢海軍省に赴き次官に面接して、稻石は現役の儘北辰會囑託とし所要經費は當方にて負擔すること、交渉上海軍側の意見ありとするも直接同人に訓令する等のことなからんことの諒解を遂げ、一方身廻りの準備に忙殺せられつ、我方希望なるものを検討するに、餘りにも現實に則せざる案にして尙ほ隨員中物足らぬ者多きを認めたるを以て、委員會に出席して徒らに駈引に過ぐるは却て不利を招くに過ぎず須らく實際に本づき背水の陣を張つて應酬したき意向と、委員中には政府其他の方面より法律經濟技術關係の權威者を加へたき旨要求せしも、案に就ては已に次官會議に於て承認せられ、又條約の上より官吏は一切參加せしむるを得ず、其他に付ては豫定の委員にて充分ならんとて同意せず、斯くては先方との談判實以て容易ならざるべしと思へど何分時日切迫の爲め如何とも難爲かりき、殊に予の最も懸念に堪へざるは勞働者の件にして、我要求條件中には雇傭其他を我方の任意たらしむる外一切日本の慣習に従はしめんとするものなるも、苟くも戰敗國に對するに非る限り特に相手國は所謂勞農立國にして、其勞働法なるものは世界に比類なき勞働者優待を強ゆる憲法同様の大法典なれば到底聞入るゝものに非るべく、果して然らば其頃已に我民間勞働界には往々不祥の出來事惹起せる上、官業勞働者中にも頗ぶる穩健を缺く者ありて加ふるに厭ふべき社會主義の惡思潮漸次瀰漫せんとしつゝ、ある處、我企業には彼我の勞働者共に働らき先方の勞働者至上主義にかぶれ、共產主義に感染する者を生じ歸來我勞働界乃至一

部の社會を擾亂するに至らば眞に由々敷事態を惹起すべき虞なしと計り難く、之に對し政府は如何に考へつゝありやに就き當局の處信を糺せるも誰あつて方策を有するものなく、當事者の指導訓育に依て感染せしめざるやう努力ありたしと云ふに止まるを以て予としては何よりも此點に付き深憂を禁する能はざりき。

搦て加へて如何なる談判にも必須なるは背後の力なる處、此度の交渉に於ては已に樺太を還付し先方法權の下に移したることとて全然素手を以て開ふの外なく、剩さへ前記の如き不利益なる條約に拘束せらるゝ爲め益々任務の重大を痛感し、せめて利權代表は之を一人の統制下に委ぬるを要すと認むるに、石油、石炭(石炭の内にも大小三四の代表任命せらるゝ)個々に代表を任命せられしこと已に作戰上の過誤たるや明かにして、斯くては宛も戰艦に對する驅逐艦の襲撃に於て一隊一團とならずして各個に猪突猛進片端より却つて撃滅せらるゝに等しき結果となり、況んや石油、石炭必ずしも利害一致せず石炭の内にも大資本に屬するものと小資本乃至個人關係の者と相反する場合なきに非ざるを以て、曩日海軍大臣勸誘の際にも極力集團的の一代表に統轄交渉せしむるを要すと主張せしと雖、閣議は一括することなく各權利者を制肘せざることに決せる趣にて今更止むを得ざる次第なるも、現に石炭側の小權利者は大資本の三菱に委任せんとして拒絶され、而かも拒絶せる三菱團は石炭に對する政府の態度が石油の如く重視せざるべしとし、從て支援を受くることも少くして將來の經營容易ならずとする點より石油側に合流せんとして峻拒せられし事實ありと云ふに鑑みるも、實際の談判場裡に於て兄弟相闘ぐが如きことなしとするも最後迄協力一致の實を擧げ得べきや懸念に堪へざる所なりき。

此間小資本團は形勢思はしからざるを自覺して我顧問豫定者を彼等の代表たらしむべく策謀せる等の小事

故もありき。

事情右の如きを以て要求案に對する検討未だ充分ならざるものあるも、已に出發時期を決定せることにもあり詳細は旅行中研究することとし、尙ほ途次北京に立寄り親しく芳澤公使と會見して種々打合せんと決し、出發の前々日に創立委員最後の參集を求めて予の意見を述べ考慮を促がせるも決する所なく、斯くて三十日夜一行九名と共に多數見送裡に西下の途に就けり。

### 三 露都到着會議まで

七月三日夜長春着此處に田中大使一行と落合之より同行することとなるが、豫て計畫せる北京行も都合上取止むることとなり一路モスコに向ひしが、久しく修理を怠りし西比利亞鐵道のこととて列車の震動甚しく如何にするも書見に堪へず、一同失望の儘十四日朝露都に到着せり。

越へて二日代理大使として新大使着任迄駐劄中の佐藤氏同伴外務人民委員部に極東局長を訪問せるに、條約に規定せらるゝ五ヶ月の内已に二ヶ月を経過し餘すところ三ヶ月に過ぎざるを以て至急蘇側全權と會見一日も速かに協議を始められたしとの要求あり、尙ほ全權は此時始めてトロツキーにあらすヨツフェなるを承知し(東京にては専らトロツキーとの噂なりき)同人を訪問せるところ、地域關係の外會議の準備は已に成れり只右事項は目下現地に關係者出張調査中なれば八月以後となるべし、就ては明日より會議を開くも可なる次第なるが一應貴方提案を得て貴意のあるところを承りたしと述べたり、依て豫て修正を要すと認めたる我要求案に付き一行の重なる者と數回審議の上、努めて冗長を省き詳細は會議の討議に譲ることとして大使

とも協議の末、英文に翻譯して同月二十二日人名簿と共に必要の圖面を、同二十七日各希望條項をヨツフェに手交す（人名簿提示に當り稻石機關少佐は前にも述べし通り海軍省派遣の現役士官にして只本會議に於て子の秘書たるべき大臣の内諾を得たるに止るを以て先方に疑懼の念なきやを顧慮せしも、ヨツフェは斯る事を念頭に置かず、委員たる氏名を知るのみにて本來の職務、軍人たると官吏たると將又民間の者たるを問ふの要なしと云ひ予をして多少意外の感を抱かしめたと共に、日本人は餘りに杓子定期的几帳面にて自ら求めて窮屈なる解釋を下し見す／＼損を見るに至れるを悔めり）。

扱てヨツフェは何れ貴案閱覽の上至急會議を開きたしと申出せるに拘らず、其後屢々督促を重ねるも何時も言を左右に托し漸く八月十四日に至り石油石炭連合會議を開くに至れり。

#### 四 會議の經過—調印—出發まで

顧問及石炭側委員は予と行動を共にせず一週間後れて到着せしが聯合會議は同時に開くこととなり十四日午後七時先方全權以下二十八名我方石油石炭全員二十名利權本部に參集先づ全權ヨツフェの歡迎辭あり、之に對し予より答辭を述べ引續き議事進行に關する打合せ即ち會議の時間、場所、用語、新聞記者に對する發表事項、プロトコールの作製、並石油石炭交互に毎週三回開會すること等を議す。此會合に於て予は北京會議の例に倣ひ英文を以て正文となさんことを提議せるも、先方は北京の如き第三國にて日露の會商を爲せると異なり貴下等は弊國にて交渉せらるゝもの故露語を原則とすること當然なり、但し貴要求を酌み契約文には英文を添へて副本とすべき旨述べたるを以て、然らば右英文はオーソライズさるべきものなる旨契約文に

明記を迫りたるも飽迄參考として添付すべしと主張せり。

由來通譯を介する交渉の不便にして且つ往々意志の疎通を缺くは幾多前例ある處にして、別して露語の如き特殊の人以外に解せざる應酬に於て然りとす、特に通譯は何等法制又は技術的素養なく單に會話の上達者たるに止る處、這般の交渉に於ては、大部分法律又は技術上の條項を伴ふもの多かるべきに鑑みせめて權威ある英文に頼るを得せしめんとせる次第なるも、前記の事情にて單なる參考と爲し得しに過ぎずして結局通譯の譯語譯文を金科玉條とするの外なく、之が爲め後年に至るも尙且つ誤解の儘打過ぎ結局先方の主張に聽從するの止むなきに遭へるもの二三にして止まらざりしは遺憾なり。

因に通譯は上記の如き事由ある爲め當初より適當なる蘇國法律家を備聘せんと欲し寄々物色せしが、當時露人にして英語を解せる者極めて少く、況んや利權者側に立つて其利益擁護に當らんとする者の如き容易に發見せられず、辛うじてケムブリッジ大學に學び在英數年の辯護士ビスクなる者を求め相當得る所ありしも、惜むべし時機後れて已に議決せる條項もあり又は其意見を本とし論争せしも先方の反對に遭ひ纏まらざりしものありたり。

本會議は八月十七日初會開催先以て我方の希望事項説明に始まり次いで先方案の討議に入りしが、何分にも彼我意見の開き多大にして妥協の餘地少く爲めに條約所定の期間中に結了不可能となり、相方政府の承認を得て一ヶ月半延長し辛うじて十一月三十日を以て一先づ議了するに至りしと雖、地域關係の一部は十二月四日迄確定するに至らず、斯くて本會議を開くこと二十四回、技術會議を開くこと約二十回、其他十數回の小委員會と數回の懇談乃至私的會商を遂げ漸く十二月七日を以て假調印を済まし、同十四日正式調印せる

次第なり。

會議の詳細は議事録に譲ることとし茲には大體の經過と最も難關たりし事項に付略述するに止めんとす。  
八月十七日より九月二日に至る五回の會議に於て先づ我が利權契約に關する希望の要綱として

一、北樺太ノ如キ僻陬ノ地ニ於テ石油開發事業ノ遂行上當然伴フヘキ多大ノ困難ニ鑑ミ企業ヲ堅實ニシ以テ事業遂行ヲ容易ナラシムルヤウ必要ナル法令ノ免除乃至特權ヲ附與セラレタキコト、條約ニ規定サレタル利權期限、油田地區ノ割方等ハ何レモ最大限トナスコト、一千平方露里ノ地區ハ此際決定サレタキコト、蘇側ニ殘サレタル地區ハ我方ノ請負事業ニ付サレタキコト、報償率算定ノ出發點ヲ五十萬噸トシテ之ヨリ百五十萬噸ニ至ルマテ五分乃至一割五分ノ比率トシ自噴井ハ五百噸乃至三千五百噸ヲ一割乃至四割五分トシテ日産百噸以上ノモノトスルコト、諸稅公課ノ免除、從業員ニ對スル諸課稅ノ輕減、利權地區内外ノ地域水面ノ無償使用、備林ノ設定、森林ノ無償伐採、河湖其他ノ浚濬、水路ノ開發、築港ノ權利、船舶ノ自由通航、通信網ノ架設特權、附帶設備ノ權利等。

二、邦人労働者ノ雇備ハ之ヲ自由トシ且ツ日本ノ慣習ニ從ヒ使役シ得ルコト、並勞農露國民其他ノ外國労働者ニ對シ労働法規ヲ緩和シ以テ統制ヲ容易ナラシムルコト。

三、北樺太東海岸ニ於ケル海上航海ニ適スル季節並労働時間ノ短期間ナルニ鑑ミ從業員ノ出入、物資並生産物ノ輸出入ニ關スル一切ノ諸手續ヲ簡易且ツ敏速ナラシムルコト。

四、技術上ノ事項ハ我方ノ任意タラシムルコト。  
等を要求説明せるに大體に於て聞き置く程度に應酬して深く追窮せざりしも、今回の利權は凡て利權法な

る法律に依て附與するものにて且つ條約に依るも國內法を遵守すべきものなりとの立前を述べて先づ我希望を抑へ、根本論として利權期限満了後は一切の財産蘇政府に歸すといひ、條約には採掘期限は四十年乃至五十年、試掘期間は五年乃至十年とあるを以て各其中間にて然るべく、蘇側に殘されたる地區に付ては條約上利權會議の問題外なりとし、一千平方露里地區の決定は蘇側に於て未調査なるを以て條約規定の通り利權契約締結後一年以内に決定すべく、報償計算の五十萬噸は無意義なれば現在の産額三萬噸を起點とすべく、労働問題に付ては單に如何なる割合にて日本人労働者を使役せんとするや石油關係事業に付て器具機械其他の技術が必ずしも日本式日本人に非れば不可能なりとは解し難し、とて暗に我要求の過大なるを拒否せんとし其他の事項に付ては充分同情を以て研究すべしと答ふ、尙ほ油田の權利に付きては條約に明記すとはいへ且つは一九一七年以後一切國有に歸せるとは云へ、現に北辰會と事を共にしつゝあるスタヘーエフの權利シシクレア又はセコンドサガレンシンジケートと蘇政府との關係如何等此際明確に爲し置くの要あるを以て夫々説明を求めたるところ、シンクレアに付ては曾て利權を許可せるも其後契約不履行の故を以てモスコ地方裁判所に於て廢棄の判決を受けたたり、之に對し「シ」は契約不履行は日本政府が軍事占領の故を以て現地に赴くを許さざりし結果にして所謂不可抗力なりとして高等法院に控訴せるも、同法院は前判決を確認し再び「シ」側の敗訴となりしを以て全然何等の權利なしと確言し、英國のセコンドサガレンシンジケートに付ては蘇政府に於て何等知るところなく、又スタヘーエフに付ては日本實業家との間に何等かの約束ありとすることなるも蘇政府とは關係なしと極めて手輕に答へたるを以て、重ねてスタヘーエフは今以て權利ありと主張しつゝある趣なる旨反問せるに、假令一九二〇年在樺太鑛務監督長オリセフスキーの許可を有すればと

て、之より以前一九一七年十月二十五日附法令を以て領土内一般に地下に存する礦物其他に對する權利は當政府に回收せるを以て今は消滅すと答へ、又委員中の一名は一九二〇年頃極東に軍事的政府存せるも當政府とは別個のものにして、假りに右政府が許可したりとするも蘇政府に於て認可せざれば無効なりと辯じ、他の委員は前記國有法令發布に際し三ヶ月の期日を與へて期限内に届出を爲せる者に對し考慮を拂ふこととせしもスタヘーエフよりは何等の通告なかりし爲め失權に誤りなき旨確言せり。

斯くの如くして一先づ當方の希望説明を了せるを以て次回よりは先方の對案に付き討議することとし之が爲め一兩日の猶豫を求めらる、二三日の後先方對案即ち契約原案送付せられ至急邦文に翻譯不取敢一覽せる處、我要求事項の如き殆んど之を無視して顧みず大體に於て一般利權契約其儘にして、強いて言はゞ探掘及試掘に於て生産額に對する拘束なき程度のものたるに過ぎず餘りに豫想外なるに驚けるも、結局之を以て議題とするの他なきを以て七日より一行と共に審査に従事し十一日の會議に臨めり。

契約原案は四十七ヶ條（後一ヶ條加はり四十八條となれり）の大部のものにして、内地域と無線電信關係條項は缺條となされ、大體に於て第一條より第九條迄は法律問題權利義務の關係、第十條乃至第十六條迄は地域問題、次が報償と課税條項、之に次で輸出入に關する事項、續いて技術問題、勞働條件、使用料、保險其他事務的諸條項を網羅せるものにて現場所在の財産は勿論將來輸入する物品皆蘇側の財産なること、即ち利權者は一切の財産に對して所有權なきも使用權を有し、現在財産の使用に對しては其價格の一分を使用料として徴收すべく、利權者の所有としては石油及貯藏品食料に過ぎざること、政府は石油年産額の五割を買上ぐる優先權を有すること、利權期間は四十年として、一千平方露里試掘に對しては七年と限定し、各試掘

區が見込ある場合政府は内半分を先取りする權利を有すること、報償は原油總産額に對し三萬噸迄五分、以上二萬噸を増す毎に一分宛増率して二十三萬噸に至つて一割五分とし、日産五十噸以上噴出するものを噴油井として全部四割五分の率と定め、營業税、所得税、建物其他設備税、貨物運搬税、賣買税、印紙税等の課税多種多様を極はめ、勞働法は全部適用して八時間制とし、邦人勞務者の比率を五割と二割五分とに限定し、勞銀の一割六分を社會保險料として納付せしめ、技術上特種の事項に對し違反の場合、並報償、税一年以上怠納の場合は契約を廢棄し財産全部を沒收すること等を羅列しありて洵に啞然たらざるを得ざるものあり。

凡て交渉は彼我互ひに自己に有利なる條件を以て相見ゆるは自然のこととて右の如き先方案も格別怪しむに足らず、別して掛引外交は彼の最得意とする處なれば最後には多少讓歩し來るべしとは想像せしも、本來尼港事件の代償として利權を附與せしめしもの如き我方の見解とは反對に、先方は日本側に對し相當言分あるものとし北京條約を以て屈辱的なりとして細目協定に於て雪辱するは蘇國民の總意なりと告白せし事實と、日本に於ける石油資源の貧弱なることは先方の他迄承知せる所にして現に或る宴會に於てチチエリン、リトビノフ等が予に向つて、貴國海軍はボルネオ、亞米利加等より多量の石油を購入しつゝ、ある趣なれば今回貴下の使命達成に依て殆んど購入の要なきに至るべしと云ひて、石炭は兎も角石油利權は日本として絶對に獲得の必要あり、蓋し世界中何れの國よりも赤嫌ひの日本が自國を承認せんとする眞意は正に人血と等しき石油を得んとするに在り、隨て如何に辛き條件にても結局應諾すべしと觀察せる結果なるべきは次に述ぶる會議の經過に徴するも明かにして一層交渉に苦心を感せる次第なりしが、要するに利權契約に直接關係ある法律即ち勞働法利權法等は兎に角も一通り目を通せしとは云へ根本の立國立法の主義精神に對する認識不

足が愈々會議を困難に導けるものといふべく、而して右の認識不足は直接交渉に當れる予等よりも母國に於ける關係者及當局に於て一層甚しきものあり、北京條約の不備缺陷も畢竟之に胚胎せるものと認めざるを得ず。

右の如き事態の下に九月十一日より先方案の討議に入ることとなりしも、前にも述べし通り契約原案の邦譯は僅か會議の一兩日前に完了し意義不明の個所頗る多き上、英文原案は當日朝受領せるのみにて研鑽の邊もなきを以て、先方は第一條より逐條審議を主張せるも一通り不審の點を質して此間に先方の本意を知りたる上討論に移らんと決心し、先づ第一條の財産の件より質問を始めたるに餘りの放言に直ちに議論となりしが兎も角先方の言分を聴取りたる上のこととして之より十月十三日第十六回の會議まで反覆各條の討議を重ねたるが、重なる條項中先方の同意せるもの第三條の義務行爲は**バランスシート**の公表に限定すること（之さへ後に至りて裏切りたり）、第十一條の評価は年々遞減し尙ほ評價には利權者代表の立會を要することを主張せるに對し後段のみを容認し、試掘期限の七年年案は結局十年に讓歩し、探掘期限は四十五年に妥協し、報償は條約解釋上固く現品なりと主張せるも遂に當方案の現金制に讓り、又其率は一割五分の二十三萬廳案を辛うじて四十三萬廳當方案を容れ、噴油の場合の率を緩和し、租税は單一綜合税とし、使用料は一割を五分に減額し（最後には四分となれり）又労働條件に對しても備入方法手續及給與等若干讓歩せるも其他は頑強に自案を主張して一步も譲らず、斯くて十三日夜の状況は全文四十七ヶ條中保留せるもの十六ヶ條にして徹夜論議を進むるも到底期限の十五日に調印不可能のこと明かになれるを以て、先方全權は外務人民委員長に予は大使に事情報告の上若干期間會議の延長を申出すること（我申出は二ヶ月）を協定し其結果一ヶ月半即ち

十一月三十日迄延長することとなれり。

先方送附の契約原案は豫て東京に報告し置き尙ほ交渉の經過は其都度打電せるを以て現に研究中なるべきは勿論なるも、右保留條項は何れも重要問題にして中には予の一存にて決し能はざるものあり夫々請訓の手續をとれるも直ちに回電あるべしとも思はれざる上、大使館とも慎重協議を要するを以て今後適當の時機まで本會議は暫く中止することとして、専ら地域其他に關する技術會議を開催し内に在ては連日連夜審議を進め一方東京よりの回訓を待ちつゝありしが十一月三十日迄には是非共議了するの要あるを以て、愈々同月十六日より最終會議を開くことに決し其旨先方に通告すると共に最後協定案を東京に電報し裁決を乞へり。

然るところ東京に於ても容易に決し難きものある上政府との協議を要する爲め回訓遅延、其上豫想に反せるものありしと雖時日の切迫と一旦再開期日を協定せる關係上豫定通り開會せしが不相變彼我意見の相違甚しくして妥協點を見出すこと頗ぶる困難となり、回訓亦來らずして二十二日頃の形勢は頗る惡化を見るに至りしを以て委曲を盡して請訓する所ありしが、回訓は依然容易に來らず去りとて期限日一日と切迫し來れるが爲め止むなく會議を其儘續行し、此間私的會談を行ふ等極めて混沌且つ急迫せる状態となり、二十八日の如きは午後二時より連續十時間食事も攝らず議論を聞はせしと雖遂に決する所なかりしを以て予と先方全權のみ別室に退きて懇談を重ね、深夜會議途中より大使館に駈付けて大使と協議し再び引返して交渉を繼續する等洵に營ならざるものありしが兎も角も十二時に至つて大體議了し、萬一東京よりの訓電にして今夜の假決定に反するものあらば明後三十日（二十九日は日曜の爲め休會）の會議に於て從來の決議條項を全部白紙として改めて討議することを約せり。



先是二十六日附を以て發起人側より協定成立の曉子に於て圓滿に事業を遂行し得べしと認め、且會社發起人の一員たる予として株式募集に當り斯の如き契約の下に株主をアツトラクトし得るの見込確實なりと認めらるゝに於ては調印差支へなきも若し然らずとせば詳細大使に申出づると共に當方に最後の指揮を求められたしとの電報に接せるは最も心外とせる處にして、假令協定成立するも將來の經營は盤根錯節多難なるべきは何人も想像に難からざること賢明なる發起人等の理解せざる筈なく、況んや予の如き經濟方面に純然たる素人にして然も萬里の異郷に在る者に對し株主の心理を忖度せしむる如き全然不可能事を強ひ一切の責任を予に轉嫁せんとするものと云ふべく、畢竟予に對する不信任を表せるものにあらずんば予の最後の決心を促がさんとせるものなるべし、何れにしても不可解千萬にして憤懣に堪へざるを以て直ちに歸朝の決心を爲し會議打切るの外なき意味の電案を携へて大使に會見せるに、此機に臨んで辭任歸朝するが如きは九俣の功を一糞に缺くものにして大局的に謂れなきのみならず、東京電報は（予と東京間の重要電報は全部外務省の暗號電信にして一々政府の同意を得又は協議を経たるものなり）貴下に對するものにあらずして一種の敵本主義的のものなるべし、即ち貴下にして此電報に接せば必ずや激怒して會議を打切り代表辭任の舉に出づべく、斯くて政府を狼狽せしめ會社成立の上は政府をして物質精神兩方面に於て積極的に援助を約さしめんとする魂膽に出でしものなるべきを以て暫く冷靜の態度を持し、辭任の決心は明後日迄待たれ兎も角も何分の指揮大至急回電あり度き旨附言發電方勸誘せられたり、依て大使の意見に従ひ辭任の件を除き到底日本側の満足を得るに足らざるを以て結局會議打切りの外なきものと認むる旨電報したるに、果せる哉二十九日に至りて如何なる事業にも多少の面倒は仲ふも將來政府に於て之が解決につき外交的に適當の援助を約せられ居

り、且つ又目論見書に關しても政府に於て好意を以て考慮せられつゝあり、就ては貴下は此際出來得る限りベストを盡されたる上調印せられたしとの返電に接し漸く思ひ返して留まることとせしも、餘りに愚弄せる仕打ちには妥如たるを得ざるものありき。

斯くて三十日には愈々最後の會議を開き夜十一時に至り一先づ一切を議決し先方全權起つて一場の挨拶と祝辭を述べ引續き予之に答へて感想と共に謝意を表し互に握手を交換して歸宿す、時に午後十二時を報せり。餘談ながら當日の會議に於て例の買上優先權に就き一昨日五割原案を二割五分に本日は更に一割五分迄讓步せしが予は飽迄反對せると、他に數ヶ條の未決條項を餘せる爲め再び彼我全權のみ別室に退き懇談を重ねつゝありしが偶々何處よりかの電話に依り前日來の大使の斡旋效を奏せしと見え纏て買上拋棄を諾し更に瞑目手先きに鉛筆を弄して其倒るゝを見るや突如立上り手を拍て予の手を握り萬事解決と妥協讓歩の決意を示し之より相携へて待機中の會議場に入り買上優先權の拋棄は蘇側として最重要の權利拋棄事項なるを以て之が埋合せとして一般利權の如く生産額に對する義務を課し得ること勿論なるも日本及貴下に對する正義觀念より敢て要求せずと述べ聊か東洋風の面影存するやに見え面白く感せり。

顧みるに本年六月軍職を去つて新任務を托せらるゝや宿病の胃腸病亢進し普通食餌を攝取し能はざる状態なりしに加へて、不幸札幌帝大豫科修學中の次子病魔に犯され再起の望なき旨宣告せられし間に於て一方政府及發起人側との折衝に他方今後の交渉に關し研究に没頭せしと雖、僅々二週餘の短時日にては到底全きをせず、加ふるに一行の人事意の如くならざる儘倉皇特に醫師を帶同して出發することとなり露都に着するや風土食事の變化に依て終始藥餌と親しみ懷爐を抱いて交渉に當り、豫て覺悟は爲しつゝも豫想外の難件日を

追ふて續出、剩へ九月に入りては病兒遂に死し、引續き筆頭隨員亦病床に臥して歸朝の止むなきに至れる等、今尙ほ當時の心境を追想し感慨深きものなしとせず、此秋に當り大使特に同情を寄せられ時々關係書記官を予が許に派して共に對策の協議に參與し指導聲援せしめられたる厚意は永く忘るゝ能はざるものあり、然るにも拘らず結果として現はれたる契約は豫期に達すること遠きものあるは眞に慚愧に堪へざる所なり。茲に會議の跡を尋ねて十月十三日迄論争せる最重要なる條項並十一月十六日以後の最終會議に於て論議せられたる經過の概要を叙せん。

第一は財産の歸屬權問題にして之に付ては前屢々述べし通りなるが元來現地財産には三種類ありて一は軍事占領以前より存在し従前よりの權利者に依て施設殘存せるもの、二は占領後我海軍の施設にかゝるもの、最後は北辰會がスタヘーエフ商會との共同經營（前者は現物後者は鑛區提供）として設備せるもの等にて、此内第一の占領以前より種々の利權者が施設せるものは經年の結果多く腐朽し中には使用に堪へざるものあるも、蘇國政府としては革命後一切國有とせる關係上政府が其所有者たりとの主張は之を認むるに吝ならざるも、其他は日本側の財産なること疑を容れず、隨て使用料を徵收するなど以ての外にして後日利權期限満了して先方に返還する際は當然我方の自由處分に附すべく先方にして必要とあらば我方より讓渡すべき性質のものとして確信せられたるに、先方は今回の契約は利權法に據るものにして利權者に財産を使用せしむるに止り所有權は政府に在るを以て當然使用料を徵收すべし、但し利權者は完全なる使用權を有するを以て企業上何等の支障なきは勿論蘇政府は所有權を有するも使用權に就ては若干拘束を受くるものにて今日迄幾多の利權契約を締結せしが、西歐諸國の利權は凡て此主義なるを以て何れの契約に於ても未だ曾て問題を起せし

ことなし、願くは根本的に相違する貴下等の觀念を脱却されたと主張するを以て、然らば問はん北京條約中の交渉公文中に夫々の財産を列擧しありて我政府は北辰會をして作業を爲さしめつゝある旨記述しあれば承知なるべし、而して條約中所有權に關し一言も言及しあらず、加之本年五月亞港引渡條約にも軍に於て施設せるもの以外何等規定する所なきに其後何時如何なる法規と手續に依て蘇政府の所有に歸せるやと追窮せるに、之に對しては明答を避け飽迄當初よりの主張を繰返す外、日本側は占領中無償を以て石油を採取輸出し森林を伐開し土地を荒せる等の事實に鑑み、若し日本側に於て所有權を主張せば蘇國側より種々の要求を提起すべくスタヘーエフ商會亦北辰會に對し抗争すべきも日本側は損害賠償の責に任せざるべし云々と述べて暗に代償となさんとするもの如く威せられたり、尤も所有權に關する歐洲人の觀念は我等と夫と同じからざるは否み難く、假令は火災保險の如きも日本に在ては家主の負擔なるに大陸諸國に在りては借主の負擔に屬すとのことにて第三十七條の規定も此等の慣習を組み入れられたり。

大體以上の如く絶對に妥協の餘地なき所、予は財産歸屬權に關し我政府の委任又は訓令を受け居らざる爲め本件は兩國政府間の懸案として利權契約には彼我何れのものなるやを明示することなく、單に蘇政府所有財産にして利權者の希望するものに限り交付するの規定を設けしめ、財産歸屬權は爾來數回先方外務當局と我大使との間に折衝せられしも今日に至るまで未だ一致點を發見するに至らず懸案の儘に残れる問題なり。

本件は恐らく今後と雖容易に纏らざるべきが新會社としては對蘇的は兎も角對北辰會及政府の問題として重要なものなるを一言し置くの要ありと認む。

保障占領撤退後に於ける財産權の歸屬に關する問題は法理的に複雑性あるや否やは子の知らざる所なる

も、夫は扱置き蘇政府は前にも述べたる通り、主權の還付と共に一切の財産は蘇國に歸屬すとの主義を採り、我政府は占領撤退後と雖構太派遣軍とは獨立に施設すること及條約に何等指示しあらざるを理由として我方の財産權は消滅せずとの見解にて對抗せるものなるが、會社の立場より見るときは、財産權が日本にあれば日本政府に對し償還の義務解消せず、反對に蘇政府に在りとすれば使用財産に對して使用料の支拂を要すること、なるところ、本件兩國政府間の問題となれるは會議中途よりのことにして、新會社成立の基礎條件は關係各省會議が利權交渉以前に作成せられ發起人委員會之を承諾し、契約代表者たる子に指示されしものなれば形式上は子も亦之を承諾せしこと、なるも、若し此後の交渉に於て蘇政府に歸屬すること、もならば勅令規定の日本政府に對する年賦償還の義務は當然解除せられざるべからず、又條約中に蘇政府は日本政府の推薦する民間當業者に利權を附與すとあるに拘らず條約成立直後に關係各省會議に於て決定せられたる事項中には新會社は北辰會に對し二百數十萬圓を交付し北辰會は油田の權利を新會社に讓渡すとあるを以て、新會社としては我政府に對する償還の外北辰會に對し權利金として會社成立と共に二百九十萬圓を交付すべき義務を有せしめられしも、利權交渉に當りては蘇政府の主張前述の如くにして此根本條件即ち海軍にも北辰會にも關係無き白紙の新會社を相手として之に利權を附與すとの立前なるが爲め、北京條約直後に關係各省の決定せる當時の財産權に對する觀念とは甚しき懸隔を生ぜしものなれば、新會社の對内的負擔等の議論に對しては全然興味を有せざるのみならず却て隨員中に二名の北辰會重役ありて交渉中北辰會の權利擁護に努めたることは先方の態度を硬化せしめ問題を一層紛糾たらしめたる上、新會社は北辰會の變態なるかの如き懷疑的態度を以て臨み來れる爲め交渉を有利に轉換するに多大の困難を感せり。

本來北辰會は海軍省と人夫請負契約の下に其委託を受けて經營に従事せるものにして蘇政府とは何等の因縁なきを以て條約締結前政府は同會との關係を清算し、然る後蘇政府をして新會社に對し先方の所謂全然白紙の權利を附與せしむる如く交渉し累を新會社に及ぼさしめざるの用意に出づべかりしものと認む。

要するに新會社は對蘇政府の外對我政府及北辰會との二重三重の重大なる負擔を以て起業せざるべからざる事情に在りたることは、新會社を見る者の篤くと諒解せらるべき根本的重要事項にして這般の事情と條約の缺陷とを顧みず徒らに契約不備呼ば、りを爲すは失當の甚しきものと謂ふべし。

第二は生産物五割買上優先權の問題にして我方としては條約第六條の天然資源に關する日本の需要を考量云々の條項に照すも素より豫期せざる所なりき、元來北京交渉當時我方としては探掘鑛區は全部獲得する外四千平方露里の試掘區域を得べく折衝せしものなるも終に探掘鑛區としては二分一、試掘區域は地域を指定することなく抽象的に四分一の一平方露里に縮減せしめられ調印せるに至れる次第なれば、此上利權契約に於て生産額の五割を買上げらる、如き絶對に忍び能はざるものにして、有ゆる利權契約には買上優先權の規定あり現に我石炭利權にも本規定ありと雖、石油は根本的に石炭と趣を異にするを以て政府としても容認すべからざる重要事項なり、されば報償に就ても日本は金よりも油を欲するが爲め現物交付は絶對に排斥し他迄金納を主張決定せしことにもあり、若し先方の主張の如く國內需要の上より本條を存置せんとするならば、須らく自國側に殘されたる油田を自から探掘するか、又は我方に請負の形式を以て稼行せしめらるれば可なりとして反對せる上、國內に於ける資源の貧弱需要の激増等主として國防上の見地より案の撤回を迫りしも、先方は子の所言を傾聽し日本に於ける石油の如何に大切なるかは充分諒察するを以て買上の割合は幾

分減少し得べく、又假令契約に規定するも之が實現は決して常に起ることなかるべく或は全期間を通して買上を爲さざるやも知れずと雖、國家の體面上到底削除するを得ずとして尙ほ貴下より國防上の反對意見開陳せられたれば自分も國防外交兩方面より蘇側の意見を述べんとて、日蘇米三國に跨がる太平洋問題の將來に關し國務卿ケロツグの演説又はチエンパーレンの聯盟に於ける外交論等を引用して極東の需要に對しバクー方面よりの輸送の困難と不利益とを指摘する等反駁大に努めたり(以上相方の意見は速記を禁せり)本件は其後數回論議せるも毫も反省の跡なく益々悪化し來るのみなるを以て、終には一定産額以上の場合に限り幾分の買上を認むるに非れば或は決裂の運命に遭ふやも難計形勢を馴致するに至れる處、一と度決裂せば先方は其責任を我に轉嫁するは必定斯くて北京條約の拘束より脱せるものとして英米其他何人にも任意利權を賦與するに至らぬとも難計、現にシンクレアは法律の前には屈從せざるを得ざるも他く迄不法の判決として問題再燃の噂あり、又氷炭相容れざる白露系スタヘーエフ商會代理人は特に入國の許可を得てモスコイに來り頻りに政府側に運動を試み政府亦北辰會乃至我政府との關係其他現地の狀況を探知せんとして右代理者を利用し利權讓與の舉あらんとせるあり、又若し第三者に附與せずして後日再び我と交渉を進むるの態度に出づるとするも條件は一層苛酷なるに相違なく、何れにしても決裂は徒らに彼の術中に陥るに止り帝國の不利此上なきを以て國策的見地より斷じて破談すべきにあらずと確信し、止むを得ざる場合の處置として豫め政府の訓令を受け臨機の處置に出づるの決心なりしが最終會議の最終日即ち十一月三十日の最後の五分間に於て報償に關する先方主張を交換條件(出發點を三萬噸に讓步せること)として遂に削除するに至れるものなるが之に關しては大使の斡旋に俟つ所多大なるものありたり。

第三の難件は試掘地域及選擇權に關するものにして之に就ては已に去る七月二十七日左の通り提議せるものなり。

一千平方露里の試掘地域選定

會社が任意選定すべき一千平方露里の地域は左記各地方に於て調査試掘すること。

- 一、オハ地方
  - 一、エハビ地方
  - 一、サボ川より南方へポロマイ、ピリツーン、オスソイ、ヌト、ゴロマイ、バターシンの各地方を過りタギー川に至る地域
  - 一、ウキニー地方より南方へヌイオ、ウキグレツク地方を過りカタンダリ地方に至る地域
  - 一、ルンスキー地方
  - 一、ナンビー地方
  - 一、ウエンゲリー川よりランゲリー川に至る地方
- 右の内左記約六百平方露里の地域は此際決定し殘餘の四百平方露里は明年再精査の上決定すること。
- 一、オハ地方 約 五十五平方露里
  - 一、エハビ地方 // 五十八 //
  - 一、ウキニ川より南方ハンツィサ川迄 // 三百三十五 //
  - 一、ヌイオ地方よりカタンダリに至る // 五十八 //

一、ルンスキー地方

計

約 百八平方露里  
約六百十平方露里

本件に關しては會議の當初より先方は條約規定の通り細目協定成立後一ヶ年内に決定すべきものなるを主張し當方は此際決定せざれば只さへ短期間なる試掘が更に一ヶ年減少することとなるを以て是非共本會議に於て決すべしと抗議せるも、先方は調査未了の故を以て希望に添ふ能はずと答ふ、依て各地域は已に圖面を添へ提出しある上條約にも一ヶ年内とある以上今日決定すること敢て差支なく却て當然なる旨反駁し其結果兎も角技術會議に附せられしも、其後の本會議に於ては當方の要求を眞向より條約違反なりとして一千平方露里に關してはアン、アリア即ち單數を以て表はされある爲め貴案の如き數個所の地域の集積に非ずして單一なる一個所の地域なるは文面上議論の餘地なしと主張せり、但し蘇側技術家其他の意見に依り數個所の地域を合算一括してアリアと見做すも差支へなしと議決せらるれば貴方希望に添ふを得べしと多少の譲歩を見せたりしが、日ならずして前言を驕へし飽く迄一個所の地域に限定せらるべきを主張して止まざるを以て、果して然らば油田として何等の價值なき地域も包含せらるゝこととなりて條約の根本精神と實質的趣旨に反する詭辯なりと反對せるも一致を見るに至らず、更に選擇權に關し一層厄介なる問題に逢着せり、即ち一千平方露里を選定する權利が蘇側にありや又は日本側にありやの點にて先方は當然與ふる方の蘇側に在りと主張し、當方は今日迄數年に互りて實地調査を遂げ何處が油田として見込あるや否やを判別し得る立場に在るに反し、蘇側は全然未調査なる上假りに一ヶ年の調査期ありとするも夏期僅々三四ヶ月の短期間に而かも人跡未踏の地域に於て一千平方露里といふが如き廣大なる個所の調査は絶対に不能なること明らかにして自

ら選定せんとするも其資格と能力なきを以て、當然我方に於て選定すべきは常識的にも明瞭なる旨主張せるも先方は頑として聞入れざりき、蓋し先方は一は條約文を楯にとり他は其意義不明瞭なるに乗じ何れも自己に有利なる解釋を採れるものにして要するに條約の不備に本づける結果といふの外なし、されば上記二件に關し予の請訓に對する政府の訓令も畢竟予の議論以上先方を納得せしむるに足るの論據なく前者は條文の字句に依れば一個の場所に限らるゝ如く解せらるゝ餘地なきに非るも斯くては最初より油田として見込なき地域をも含まるゝこととなりて議定書第二號を設けたる趣旨に反すとなし、後者に對しては双方同意の上定むべしとの意味ならずして一方の單獨的意思に依り選定すべきことは無條件に「選定」なる文字を使用せるに見るも當然にして、若し蘇側に於て定むるの主旨なるに於ては「交付スベキ」又ハ「指定スベキ」といふが如き字句を使用すべかりしものにて「選定スベキ」なる文字を使用する筈なければなりとせるも何分にも議定書中何人が選定すべきかの文法上の主格なき不備に乗せられしものと認めらる。

参照

議定書の 一節

2. The Government of the Union of Soviet Socialist Republics also agrees to authorize Japanese concerns recommended by the Government of Japan to prospect oil fields, for a period of from five to ten years, on the Eastern coast of Northern Saghalien over an area of one thousand square versts to be selected within one year after the conclusion of the concession contracts, and in case oil fields shall have been established in consequence of such prospecting by the Japanese, the Con-

cession for the exploitation of 50% in area, of the fields so established shall be granted to the Japanese.

36

斯くの如くして最終會議に於ても容易に纏まらざりしが遂に十一月三十日の最終日に先方は政府ハ東海岸ヨリ幅三十露里以内ニテ二千平方露里ノ地域ヲ指定シ利権者ヲシテ其内ヨリ一千平方露里ヲ選擇セシム

との提案をなし從來の態度を幾分緩和し來れるも素より同意すべからざるを以て直ちに峻拒せるところ然らば

十五露里トシテ面積一千平方露里ヲ提供スヘシ

と改案提議せるも之又拒絶せるが爲め先方も頗る當惑の色を示し種々交渉の末遂に

相方協議ノ上選定スルコト

として辛ふじて妥協するに至れり

斯くして地域の決定は利權契約調印後一年新たに委員を派して二ヶ月折衝の後漸く現在の如く十一ヶ所を選定茲に初めて一千平方露里試掘地域の確定を見るに至れり

若し夫れ勞働問題に至つては彼我根本的に意見の相違ありし爲め特に心を悩ませる次第なりしが屢述の如く勞働法は彼にとりては立國の根本的法律なるが爲め基礎條件に對しては一步も譲らず假りに會議に於て多少とも緩和的條件を取極めんか自分等は直ちに全權を免せらるべく要するに一指を染むる能はずと云ひ放ち殆んど取付く島なかりき、時も時とて恰かも本件討議の際職業同盟のレフセなる者日本に來り甚だしき侮蔑

的待遇を受けたりとの報告に接受せりとして一層反感を抱きしもの、如く、さればせめて勞働者の員數比率を上下級とも五割として更に必要な場合全員の三分二迄日本勞働者を招致するの權利と比率の效力を三年間延期し且其改正を五ヶ年とし日本勞働者に對しては日本の慣習に従はしむべく執拗に主張せるも遺憾ながら目的を達すること能はざりき。

勞働法の如何に勞働者優遇に腐心し彼等の生活福祉増進に全力を傾注しあるやの適例としては、一日探掘鑛區の彼我持分分割方決定本會議に於て偶まカタンダリ鑛區分割の場合に、先方鑛區となるべき區域中に我が勞働者の宿舍存する一區ありしところ、條約面よりは油井の場合と異なり之を我鑛區となすこと不可能なるも、若し彼我の境界線を少しく移動せば右宿舍の部分は我鑛區に編入し得らるゝを以て其旨提案せるに、斯くては日本側のみ有利なりとて容易に同意せざりしが、他鑛區に我勞働者の住宅あるは種々の關係上不便且つ好まざる所なりと云へるに、勞働者の爲めとあらば致し方なしとて遂に境界線移動に同意せり、此の事小なりと雖如何に勞働者の利益擁護に關心を有し重大視するやの一斑を知り得べく、従つて勞働法は蘇國民にとりては將に經典に等しといふべし。

以上の他殆んど契約案の各條に涉り先方の主張に反對論駁を加へ就中利權料の三萬廳五%より出發して二十三萬廳に至つて一五%に達する先方案を十萬廳より起りて五十萬廳に至つて最高率一五%とすること、噴油は米國の慣例に倣ひ日産七八百バレル以上の大壓力を以て自然に噴出するものとして百廳を以て起點とすること、一般税は年産額の三%として一切の租税公課を包含せしむること、社會保險料は事業の性質上危険率少なきと北樺太の特殊地位とに鑑み勞銀の一割六分案を半額とすること、火災保險に關する條項は削除又

37

は訂正し、利権者の現行法遵守は兎も角將來發布の法令に遵ふ條文は稍もすれば危險の虞あるを以て削除すること、財産使用料を三分として年々評價を遞減すること、報償は米金貨弗金納とし價格は加州山元値段を標準とすること、試掘地域に於ける試掘井數は利権者の任意として自ら工業的價値の有無を決定すること、政府利権者間の紛議を裁判に附する場合蘇國裁判所の他日本裁判所を加ふべきことを主張せるも其多くは先方の容るゝ處とならずして利権料の如きも一旦は五萬鎊を起點とする迄に讓步せしめしも前述買上優先權拋棄に對する交換條件として先方案を認むるの止むを得ざるに至りしは遺憾なり、尙ほ使用料は單に年四分と決定せられしとはいへ財産歸屬權の未定なるが爲め今日に至るも納付せざるのみか後日彼我の所有權問題確定せらるゝも第十一條規定の運用に依り恐らく支拂の要なかるべく假りに納付するとも其金額少許に止まるべし。

茲に予の不注意として告白せざるべからざるは第十三條の規定にして契約締結當時未だ試掘地域の何れの場所なるや決定せざるに拘らず九六〇デシヤチを一單位として其形狀等も技術會議に於て議決したるものを其儘承認して場所地勢の如何に依つては單位及形狀の變更を要すべき旨の但書を設くべかりしに此點に氣付かざりしは不敏の致す處謝するに辭なし。

最後に無線電信の條文に關し若干説明を加ふべし、元來本件は芳澤カラハン交換公文に依り日蘇兩國政府間に取極むべき問題にして政府の訓令なき限り予に於て討議の自由を有せざるものなるも、契約中に何等かの規定を設けざれば利権者として使用の權利あるや否や頗ぶる疑はしきを以て（日本政府は當然運用權を有するも）使用上の手續其他に付き協定を要すと認めたり、只彼我何れより提案するかは問題にして先方の最

後迄躊躇せるも事機微に屬すればなり、されば當初より大使、海軍武官等と打合せ先方をして提案せしむべく屢々督促を重ねしが十一月十七日の宴席に於て全權ヨツフエに對し何時頃提案の意向なるやを質問せるに自分の方は都合悪しきを以て貴方より提案を望む旨述べしに依り翌日大使及武官等に左の案を示し提出の同意を得たり。

政府ハ利権者カ將來利権企業ノ發展ニ伴ヒ無線電信所ノ設立ヲ必要トスルトキハ特別ナル協定ニ依リ其ノ權利ヲ利権者ニ許與ス

政府ハオハ及チャイラニ於ケル無線電信所ノ運用ニ關シ日本政府ト協定成立スルマテノ間利権者ニ之カ運用ヲ許可ス（十一月十八日）

何故右の如き提案を爲せるやといふに前述交換公文第四項に

北サガレンニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題は將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スルソヴィエト社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ依テ調整セラルヘシ

とありて利権者の利用に關し觸るゝところなきと亞港引渡條約中の調書は

オハ及チャイラ無線電信所は一九二五年一月二十日附芳澤カラハン兩氏間ノ交換公文第四項ニ本ツキ解決セラルヘキモノトス此等無線電信所ハ本問題カ公文ニ本ツキソヴィエト社會主義共和國聯邦政府ニテ調整セラル、迄ノ間ハソヴィエト社會主義共和國聯邦官廳代表者ノ監督ノ下ニ運用ヲ繼續スルモノトス（一九一五年五月一日）

と規定せられて何人が運用を繼續するやを明かにせざると交換公文に比し監督の字句を用ひて運用権の範圍縮少せられたるを以て是非共利權契約中に利權者の運用を認むる主旨の條項を規定せざれば必ずや明文なしとて文句の種を残すこと想像に難からざればなり。

擬十一月十八日の會議に於て前記當方案を先方全權に手交せるところ一應研究すべしとて持歸り二十三日の會議に於て先方より對案を讀上げ通譯より小紙片に鉛筆書きせる原文を我通譯に交付し我通譯席上直ちに邦語に譯して予に讀聞かせたる先方案左の如し。

オハ及チャイヲ現存無線電信所ニ就テハ日本政府ト當國政府トノ間ニ協定成立スル迄ハ利權者ハ一般無線ニ關スル規定ニ從ヒ郵電人民委員部地方機關ノ監督ノ下ニオハ、チャイヲ無線ヲ利用スル權利ヲ有ス  
蘇政府カ利權者ノ必要ニ應ジ新タニ無線所ヲ設立スル能ハサル場合利權者ハ郵電人民委員部ト特別ノ契約ニ依リ利權地内ニ於テ新タニ無線所ヲ設置スル權利ヲ有ス

果然監督の字句を挿入し來れり、依て當夜は予も單に聽取り本件に關する一般規定及日本語の使用如何等を質問し翌朝大使館に至り大使其他と協議し之にて然るべしと決せり、依て次回の會議に於て主義に於て大體異存なきも案中監督の二字は餘りに力強きを以て一層緩和せる字句に改訂あり度き旨要求せるに、右は天降り案なれば變更不可能なり軍事上無電の重要意義は貴下に於て夙に了解あるべき筈なりと答へたり、然るに十一月卅日の最終會議終了して十二月二日先方より送附し來れる契約全文の邦譯を見るに過般示されたる案に相違して何時の間にか「引渡シ」に關する云々と挿入せらるゝを見て大に驚き、直ちに通譯を呼び先夜の案と相違せるを告げ訂正方申込ましめんとせるに曩きに交付を受けたるもの同一なる旨答ふるを以て然

らば當時先方通譯より受取れる紙片を持參せよと命せしに、如何にせしや百方搜索せるも見當らずといひ如何ともする能はず、察するに當夜「引渡シ」に關する字句を失念せるものに相違なく返す返すも遺憾の次第なるが今更詮方なく畢竟予の露語を解せざるの致すところ汗顔の外なきも、兩國政府間の將來の協定とは引渡しに關するものに外なき筈なるを以て止むなく追窮するを止め其儘とせる次第なり。

現地内地間の通信機關は右無電の一線のみなれば萬一の故障の場合と、夏期四ヶ月間のみの海上航海期以外に於ける交通機關として飛行機を運行するの權利を要求すること勿論なるが、軍事的意義を懸念し民間飛行機は未だ安全なる交通機關と認め難きを以て本件は今後の問題として保留せんと體よく拒絶せられたり。

以上の如くして細目協定は茲に結了し曩に記述せる通り地域關係に就て其後多少修正せしめたる個所ありしと雖兎も角十四日には利權本部に於て予と最高經濟會議長との間に署名調印を了り外務人民委員代理の副署に依て完結せられたり。

利權契約は蘇政府と利權者との關係を律するものなるところ、勞働者の雇傭使役其他一切の勞働條件に就ては勞働法に依て別に職業組合本部と團體契約を締結せざるべからずして獨り相手の利權者たる場合に止まらず蘇政府の事業と雖同様なる以上致方なく、されば細目協定議了後は該組合と新たに別個の交渉を爲すこととなりしも、契約調印後は急ぎ歸朝の要務を帯びし爲め、十六日露都出發迄數回組合本部に於て大綱の折衝を試み先方は團體契約の本體に就き就中勞働者最低賃銀に關し頻りに交渉を逼りしも事情許さざりしを以て、隨員中の數名を残して協議を續行せしむることとし同日夕刻歸朝の途に就けり。



## 五 東京歸着—會社創立まで

十二月卅一日東京歸着翌大正十五年一月六日創立實行委員會に出席して一應歸朝の挨拶を述べ當面の問題たる労働者最低賃銀の件に關しモスコ—中央職業組合との交渉経過を説明對策協議の上同地交渉員に訓電の手續をとり、同十一日再び委員長以下各委員に對し約二時間に亘りて詳細に會議の経過と契約の内容に就き報告、又一月八日には海軍省に出頭大臣以下關係各局長並商工省關係者等列席の下に財産所有權無線電信問題等政府關係事項を初めとして交渉の全経過を復命し茲に利權代表としての任務を了り、引續き會社創立まで北サガレン石油企業組合の一員として名を列せるも創立事務に關しては専ら北辰會重役之に當り予は歸朝と共に隨員の四散又は本職復歸の爲め自身單獨にて會議の跡仕末に専念從事せり。

利權會議代表として東京出發當時に在りては未だ將來の會社監督機關が商工省に移るや否や何等聽く所なく依然海軍の指揮監督を受くるものと了解せる所、歸朝後海軍省に於て移管のことを承知せるを以て次長次官其他に何が故に軍事資源として獲得せる利權企業を往年の閣議決定に反し今更移管を要するに至れるやを質問せるに、軍部大臣は民間營利會社を監督すべきに非ずとの妙な理由を答ふるのみにて真相は曩に北辰會の事務を管掌し議會其他の方面に對し煩に堪へざりし爲め海軍省官制第十五條の規定あるに拘らず商工省官制を重しとせるか、會社とはいひながら産出原油は殆んど全部海軍の需要に充つべく民間への販賣を主とするものにあらざるに關せず(實際問題としては多少民間に販賣せるも之は國民的利權たるの故を以て民間當業者の希望を無視するを得ざる事由の下に一部分販賣方會社に許可せられたるものにて從て民間希望者

は海軍省に申出で價格も海軍納付價格より低かるべらずとの制令を受く)商工省に移管せるに非ずやと推せらる、果して然りとせば餘りに潔癖且つ消極的にして熱意の充分ならざるやに失望せざるを得ざりき、尙は會社の組織を半官半民とするの自然にして且つ必要なりとの子の信念は這般の交渉に於ける先方の態度に見るも誤らざりしを認めたり、即ち先方は企業は純然たる民營會社に非ずして海軍省乃至政府の支援あると主腦たるべき者の海軍將官たる點より蘇政府として安んじて契約し且つ信認するを得る旨述べしを以て、然らば我政府に於て假りに新會社の株式を所有すとせば之に對し如何に考ふるやを問へるに益々可なり斯くて會社の基礎愈々堅實を加ふるに至らん、現に蘇國に在りては一切の企業國營なるに鑑みるも新會社に政府の介入すること素より妨げなし、但し日本政府自ら株式を有し會社の實權を掌握すとも蘇政府は依然北樺太石油會社として取扱ふべしと答へたるに依る、されば歸朝後海軍省へは勿論創立委員會に於ても官民合同論を主張せるに委員中以ての外なりとして萬一斯る組織を見るが如きことあらば企業團より脱退するあるのみと反對せる者すらありき、是より先き海軍省は豫ての方針に依り半官半民特殊會社を設立するものとして勅令案を起草し關係各省會議に諮りしところ陸軍大藏外務等は之に同意せるも、獨り商工省の國策上重要なる本事業の如きは政黨政治の世に於て稍もすれば時の政府黨に利用せらる、虞なしとせざるを以て純民營たるべしとの反對に遭ひ撤回せし趣なるが、予の歸朝後の進言に依りて一月十一、二日の頃更に關係省會議を開き參考の爲め組合員たる北辰會重役を召致して企業目論見に付き説明せしめしに、會社創立初年度は缺損なるも二年度に於て八分、三年度に於て一割配當豫定なる旨報告せし爲め斯く順調に事業を進行し収益を擧げ得るに於ては半官半民の要なしと決定せられしものなりといふ、誠に遺憾の次第にして過去半歳の折衝體驗に鑑

み對蘇關係、豫想以上の經濟的負擔等に思ひを致し容易に樂觀すべからずと信せしも目論見書は子の歸朝以前已に作製せられたるものにて畢竟對蘇認識の足らざるに本づくものといふべし尤も經營者の立場としては株式募集上の工作として或は止むを得ざりしならんか。

されば政府としても新會社の前途は洋々たるものと認めしが如く思はる、節は曾て海軍より無期限無償の條件を以て北辰會に貸與せる一切の器具機械を全部返償せしむべしとの議起りしが四百數十萬圓に達する有形無形の全財産を賠償せしむるの不當なりとの反對論も生じて結局七拾四萬餘圓を會社創立四年以後に於て一割配當可能な場合年賦を以て返濟せしむることとなり、又一割五分以上の配當に達せば超過額の二分一を政府に納付せしむるの外利益金の處分は政府の認可を得せしむることとし、更に事業計畫試掘の位置深度等にも命令權を行使すべき勅令發布となれるにも明かなり。

半官半民論は斯くの如くして一度は消滅するに至りしところ愈々事業を開始するに當りて徐々蘇側の干渉を來し壓迫歳と共に加はり事業の進行之が爲めに阻害せられ經費徒らに膨脹して國內の金融意の如くならざるに及び、曩日の社内反對者も昭和四年頃より對蘇的には政府の威力を藉り對内的には投資金融上不安を防ぎ陣容を堅めて將來の發展を期せんが爲めには半官半民組織に改むるの必要を感ずるに至り、爾來數回政府に向つて陳情し來れるも今日尙未だ實現の氣運に達せざるのみか、一部に於て却て反對の態度歴然たるものあるは奇なりといふべし。

會社の株式割當てを如何にすべきやに就ては本利權の飽く迄國民的なりとの理由の下に一部公募を要するものとして大體に於て北辰會發起人及一般公募數を略同數たらしむることとして總數二拾萬株中北辰會七萬

株、發起人側に六萬五千公募に同じく六萬五千を割當つることとなりしが、公募株式の應募額は實に十一倍餘に達せる盛況にて壹千萬圓の資本中四百萬圓の第一回拂込は瞬く間に完了せりと雖、新會社は所謂北辰會の權利讓受代として貳百九拾餘萬圓を提供せる爲め實際は僅々百餘萬圓を以て起業することとなり爲めに基礎的設備に充分の投資を爲し得ざりしは極めて遺憾とする所なり。

當初は四月を以て會社創立の意向なりしところ會社の業務を律すべき勅令は三月十日に發布せられたる爲め諸準備著しく遷延し漸く六月七日に創立總會を開き茲に子の取締役社長就任を見るに至れり。

今より四十餘年前日清戰爭の前後に於て吳軍港に海軍兵器製造所の設立せらるゝや、時の擔任者たりし山内萬壽治大尉は工場の建設に際し、遠大の計畫を樹立し各種建設物の位置其大小配列等並道路交通輸送機關の經始等に深甚の考慮を運らし、單に空地あるの故を以て漠然建設し若しくは豫算の關係に縛られて間に合せの工事に着手するが如きことなかりしを聞知し又實際目撃して敬服措かざるものありき、其後練習艦にて北米に航し彼地新市街の基礎工事を見將來の發展を豫想して先づ市街地の面積を定め區劃整理を行ひて道路は勿論上下水道瓦斯電氣等の交通々信其他の設備を布設し然る後初めて家屋の建造に着手する實況を觀察し如何にも斯くあらねばならぬと感せり、由來日本人の爲す所は頗ぶる姑息にして（昨今は然らざるも）何人か野中の一軒家を造營せば次に來る者附近に思ふが儘の家屋を築き、斯くて數棟乃至數十軒の家屋不規則に櫛比する頃は道路の廣狭曲折難然たる不整理は云ふに及ばず凡ての施設に大混亂を來して殆んど收拾すべからざるに至ること比々皆然るの實情に鑑み、今回愈々會社の創立となるや將來の發展を期して工場倉庫住宅地等掘井豫定地帯の妨げとならざる位地に設定（現地の實狀彼我の鑛區交錯して至難なるも）し能率増進

を目的として統制を期すると共に、事業の本體は産油に在るを以て全力を地質調査と基礎的設備に注がんとし之が爲め油田地の建設經營に經驗ある外人技術家を傭請して事に當らしめんとせるも、前記投資金額の過少なると明日以後の計畫より今日の需めに應ずるを急とする一般觀念に制せられ素志を實行し能はざりしは畢竟予の力足らざるの致す所にして顧みて愧恤たらざるを得ず。

(丁)

昭和十一年十月十日印刷  
昭和十一年十月十五日發行

(非賣品)

著作兼  
發行者

中里重次

印刷者

河合勝夫

印刷所

山版印刷株式會社本所分工場

東京市赤坂區青山南町三丁目五番地  
東京市本所區盤橋一丁目二十七番地  
東京市本所區盤橋一丁目二十七番地

終

